

巻頭●「派兵恒久法」反対の声をさらに！

天野恵一

福田政権は五月二三日に恒久的海外派兵法を検討するプロジェクトチームをつくりだした。この初会合で自民党と公明党の間の温度差が浮き彫りになったと伝える『朝日新聞』（五月二四日朝刊）はこう論じている。

「座長の自民党の山崎拓外交調査会長は『次の臨時国会に政府が法案を提出できるように、環境整備をしたい』と説明。横にいた座長代理の公明党の山口那津男外交安全保障調査会長が『補足する』と言って付け加えた。『立法ありきとか、国会提出ありきとか、初めから決め打ちして議論するのではない』／この日は、今後①国連決議の有無②活動のメニュー③憲法9条との関係④国会の関与——の4点を議論し、今国会中に法案の『要綱』をまとめることで合意。6月12日まで6回の会合日程も決めた。／四つの論点のうち最も隔たりが大きいのが憲法9条との関係だ。自民党内では、06年に『武器使用基準の緩和』を盛り込んだ恒久法の素案をまとめた。これは、9条が禁じる『海外での武力行使』につながりかねない。公明党の太田代表は23日の記者会見で『議論はするが、当然、憲法の枠内だ』とくぎを刺すことを忘れなかった。

この記事は、慎重な対応を示していた公明党が歩みよったのは、昨年秋の福田首相と小沢民主党代表の会談で派兵恒久法づくりの必要で意見が一致し、「大連立」構想が打ち出された時、置いていかれる危機感を公明党がもったことが原因と説明している。その上で、このプロジェクトチームのスタートは民主党の協力への呼び水でもあると語っている。

いよいよ派兵恒久法づくりの政治が公然と動き出したのである。来年七月三十一日にはイラク派兵の「特措法」の期限も切れ、それ以前の一月六日はインド洋で給油活動をするための補給支援特措法の期限切れである。

自民党は、この平和憲法破壊（公然と「集団的自衛権」の行使に踏みこむ）の「法」をなげなげでもつくりだそうとしているわけである。

そこには、四月一七日の名古屋高裁のイラク派兵違憲判決、この確定した司法の判断に対応しようというあたりまえの政治姿勢は、まったく認め

られない。

この判決は、仮に「イラク特措」が合憲であったとしても、航空自衛隊の活動は「戦闘地域」での「武力行使」であり、イラク特措法に違反する違憲なものであると明快に主張している。

それは日本がイラク戦争の当事国になっている（日本は戦争中である）という状況認識を司法がしていることを意味する。日本が法治国家なら、福田政権は一日も早くイラクあるいはインド洋から自衛隊を撤兵させるしかないはずだ。ところが、やろうとしていることはまったく逆である。

私（たち）は、全国のイラク反戦グループの「判決をふまえて自衛隊を撤兵させよ！」の声を集めて防衛庁抗議行動を展開した（五月一〇日）。それをステップに今、違憲判決を引き出した名古屋の「イラク派兵差止訴訟団」の弁護士を迎えて、「恒久派兵法に反対する」集会（六月一四日）の準備に向かっていく。

違憲判決を無視して、いつでも、どこでも武器を大づばらに使用できる派兵を可能にする体制づくりに福田政権（自民党）は走り出しているのだ。この法の成立は平和憲法の最終的破壊を意味する（「立法」あるいは「解釈」改憲！）。マスコミは今年の五月三日（憲法記念日）をめぐる報道で、福田政権が明文改憲の動きにブレーキをかけており、九条改憲反対の「世論」も大きくなってきたので、改憲ムードは大きく後退したとキャンペーンしている。しかし、本当は解釈（あるいは立法）改憲の動きは、自民党が公明党、民主党をまきこむ方向でより加速されているのだ。

私たちは、マスコミの演出している「安心」ムードに抗して、この派兵恒久法づくり反対の声を大きくしていく闘いをつくりだしていかなければなるまい。今すすめている洞爺湖におけるG8サミットに対抗する運動づくりのなかでも、反改憲運動のなかでも、私たちは、派兵恒久法を許すなを声をさらに大きくあげていかなければならないのだ。

（あまの やすかず／反安保案）